

建築物における衛生的環境の確保に関する法律のうち
興行場、百貨店等の特定建築物の届出受理に関する事
務の権限移譲

(平成28年4月1日現在)

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①特定建築物の届出の受理等	使用されるに至った特定建築物、特定建築物に該当することとなった建築物、又、届出事項に変更のあった特定建築物の所有者等から届出を受理すること。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下、単に「法」という。）第5条第1項から第3項まで
②特定建築物所有者等からの報告の徴収等	特定建築物の所有者等から報告を求めること。法に規定する衛生的な環境の確保の実施状況について自治体職員が立ち入りや検査を行うこと。	法第11条第1項
③特定建築物所有者等に対する改善命令等	特定建築物の維持管理について、環境衛生上著しく不適當な事態が存すると認めるときなど、特定建築物の所有者等に対して、改善を命じたり、関係設備の使用停止などを命じたりすること。	法第12条
④国等の機関の長に対する資料の請求等	国等が供する特定建築物について、必要な説明又は資料の提出を求めること。	法第13条第2項及び第3項

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年 度	市 町 村	担 当 課 (電話番号)
17	能代市	環境衛生課(0185-89-2174)
20	北秋田市	生活課(0186-62-1110)
〃	羽後町	生活環境課(0183-62-2111内131)
23	東成瀬村	民生課(0182-47-3403)
〃	美郷町	住民生活課(0187-84-4903)
〃	八峰町	総務課(0185-76-4601)
〃	仙北市	市民生活課(0187-43-3308)
24	大仙市	環境交通安全課(0187-63-1111内229)
25	男鹿市	生活環境課(0185-24-9114)
〃	潟上市	市民課(018-853-5370)
26	三種町	町民生活課(0185-85-4824)

(参考)

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律の関係条文

移譲対象事務

①関係

(特定建築物についての届出)

第五条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至ったとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

②関係

(報告、検査等)

第十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

③関係

(改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。

④関係

(国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に関する特例)

第十三条 第十一条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。

2 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物について、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 第十二条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。ただし、都道府県知事は、当該特定建築物について、同条に規定する事態が存すると認めるときは、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置を採るべきことを勧告することができる。